

第34条第2号審査基準

鉱物資源の有効な利用上必要な建築物等

- 1 開発区域
開発区域は、鉱物資源が存する土地と同一又は隣接地を原則とする。
- 2 予定建築物の用途等
自己の業務の用に供するものであり、次のいずれかに該当する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物であること。ただし、鉄鋼業、非鉄金属製造業、コークス製造業、石油精製業は除く。
 - ① 市街化調整区域内に存する鉱物資源を利用する日本標準産業分類【大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業】に掲げる事業。
日本標準産業分類 大分類C ー 鉱業、採石業、砂利採取業
中分類05－ 鉱業、採石業、砂利採取業
小分類 051 金属鉱業
052 石炭・亜鉛鉱業
053 原油・天然ガス鉱業
054 採石業、砂・砂利・玉石採取業
055 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）
059 その他の鉱業
 - ② 市街化調整区域内で産出する原料を使用するセメント製造業、生コンクリート製造業、粘土かわら製造業、又は砕石製造業。
- 3 予定建築物の規模
予定建築物の規模は、次のいずれかに該当すること。
 - ① 用途地域の指定のない区域にあつては建ぺい率60%（建築基準法第53条第3項第2号に該当するものは70%）以下、容積率200%以下、高さ10メートル以下（「高さ」とは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものをいう。）であること。なお、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）による附則第7条が適用された場合は、これによるものとする。
 - ② 用途地域の指定のある区域にあつては、それに適合しているものであること。

観光資源の有効な利用上必要な建築物等

1 開発区域

開発区域は、観光資源が存する土地と同一又は隣接地を原則とする。

2 予定建築物の用途等

自己の業務の用に供するものであり、市街化調整区域内に存する史跡、名勝、天然記念物等の文化財、すぐれた自然の風景地、温泉その他産業、文化等に関する観光資源を利用するために必要な施設であって、次のいずれかに該当するものであること。

- ① 観光資源の鑑賞のための展望台その他利用上必要な建築物又は第一種特定工作物。
- ② 観光資源の価値を維持するため必要な休憩施設その他これらに類する施設である建築物又は第一種特定工作物。

3 予定建築物の規模

予定建築物の規模は、次のいずれかに該当すること。

- ① 用途地域の指定のない区域にあつては建ぺい率60%（建築基準法第53条第3項第2号に該当するものは70%）以下、容積率200%以下、高さ10メートル以下（「高さ」とは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものをいう。）であること。なお、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）による附則第7条が適用された場合は、これによるものとする。
- ② 用途地域の指定のある区域にあつては、それに適合しているものであること。

附則 この基準は平成15年8月1日より施行する。

附則 この基準は平成28年4月1日より施行する。